

事務連絡
平成23年6月23日

岩手県
宮城県
福島県
茨城県
栃木県
埼玉県
千葉県
新潟県

水道行政担当部（局）御中

厚生労働省健康局水道課

「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領」の制定について

標記について、別添のとおり財務省主計局長より通知があったため、送付します。

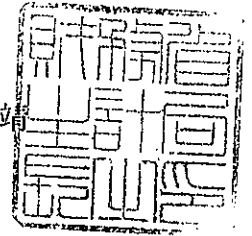
財計第 1842 号

平成 23 年 6 月 23 日

厚生労働省健康局長 殿

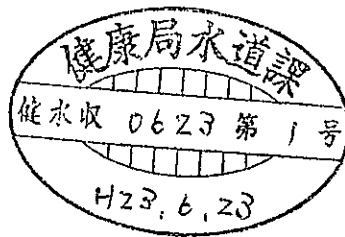
財務省主計局長

真 砂



東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領の制定について

標記のことについて、別紙調査要領により調査を実施することとしたので通知する。



○東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領

平成二十三年六月二三日財計一八四二号

第一 趣旨

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費算定の基礎となる調査については、この要領の定めるところによる。

第二 調査の方法

- (一) 主務省の調査に対して、財務局が立会するものとする。
- (二) 調査は、原則として実地にて行うものとするが、一箇所の申請額が一億円未満の箇所又はやむを得ない理由により、実地調査が困難である箇所については、現地水道事業者の事務所等において、机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。

第三 災害原因の調査

- (一) 災害復旧とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震その他の異常なる天然現象により被災した施設等を原形に復旧（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設等の従前の効用を復旧するための事業を行うことを含む。以下同じ。）することをいう。
- (二) 前項の「異常なる天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、昭和四〇年八月五日付蔵計第一九六七号「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱及び公共土木施設災害復旧事業査定方針第二（災害原因の調査）及び第三（採択の範囲等）の第一項に準じて取扱う。

第四 災害復旧事業の対象となる施設

- (一) 災害復旧事業の対象となる施設は、水道法（昭和三二年六月一五法律第一七七号）第六条又は第二六条に基づき厚生労働大臣の事業認可を受けた水道事業又は水道用水供給事業経営者のうち、地方公共団体（地方自治法（昭和二年四月一七法律第六七号）第二八四条第一項に規定する一部事務組合を含む。以下同じ。）が管理する水道事業又は水道用水供給事業のための施設であつて、かつ、次の施設にかかる建物、建物以外の工作物、土地及び設備とする。

取水施設（井戸、集水埋きよ、取水ポンプその他取水に必要な施設）

貯水施設（貯水池、その他貯水に必要な施設）

導水施設（導水管、専用道路、その他導水に必要な施設）

浄水施設（浄水池、沈殿池、ろ過池、滅菌室、ポンプ室、その他浄水に必要な施設）

送水施設（送水管、送水ポンプ、専用道路、その他送水に必要な施設）

配水施設（配水池、配水管、配水ポンプ、専用道路その他配水に必要な施設）

共同給水の施設（応急的に設置する施設）

給水装置（需要者に水を供給するため、地方公共団体が設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具のうち、配水管から分岐して最初の止水栓までの部分）

(二) 事務所、倉庫、門、さく、へい、植樹その他維持管理のための施設は災害復旧事業の対象としない。

第五 災害復旧の方法

(一) 復旧費は被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、

(イ) 原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し

(ロ) 原形に復旧することが著しく困難であるか、又は不適當である場合においては当該施設に代わるべき必要な施設をするものとして算出する。

(二) 「原形に復旧する」とは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧することをいう。ただし、豪雨による土砂崩れや地形地盤の変動並びに地震、火山活動によって生じた復旧であつて、伸縮性、可とう性又は離脱防止機能を有する管の布設、池状構造物に付随する弁類が被災した場合に被害の拡散を防止するために必要に応じて行ふ緊急遮断弁の設置、構造物の耐震性を確保することによる復旧等についても、原形に復旧するものとみなす。

(三) 「原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をする」とは次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(イ) 原形の判定が可能な場合

原施設が被災し地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において、法長、若しくは延長を増加し、根継をし、陥没した沈下量をかさ上げし、基礎工法を変更する等、形状若しくは、寸法を変更して施行する工事、又はこれに伴い材質を改良して施行する工事、若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事、その他これらに類する工事。

(ロ) 原形の判定が不可能な場合

原施設が流失又は埋没したため、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘案し被災後の状況に即応した工法により施行する工事。

(四) 「原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代わるべき必要な施設をする」とは、次の工事を施行することをいう。

原施設が被災し、地形地盤の変動のため又はその被災施設の除却が困難なため、その被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため位置若しくは平面計画等を変更して施行する工事、又はこれに伴い、形状若しくは寸法を変更し、若しくは材質を改良して施行する工事、若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事、その他これらに類する工事。

(五) 「原形に復旧することが著しく不適當な場合において当該施設に代わるべき必要な施設をする」とは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(イ) 地形地盤の変動により被災施設を旧位置に復旧することが著しく不適當な場合において位置若しくは平面計画等を変更し、又はこれに伴い、形状、寸法若しくは材質を変更して施行する必要最小限度の工事。

(ロ) 被災施設が地すべり、崩壊等により著しく埋そく又は埋没したため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため土砂止等を設けて施行する工事。

(ハ) 建築基準法その他建築物の保安上の諸法令の規定により被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において施行する必要最小限度の工事。

(ニ) その他各号に掲げるものに類する工事。

第六 復旧費算出の基準

復旧工事費算出は、水道事業又は水道用水供給事業の一箇所ごとに次の方法により算出する。

(一) 建物

(イ) 新築復旧

建物が全壊又は半壊した場合には、新築に要する経費を算出する。

(ロ) 補修復旧

建物の被災状態が新築復旧の必要のない被害の場合においては、当該補修に要する経費を算出する。

(ハ) (イ) 及び (ロ) の場合において再使用可能な残材があるときは、これを使用するものとして算出する。

(二) 建物以外の工作物

(イ) 管

(a) 導水管、送水管、配水管等の被災については、被災事実を確認のうえ、被災箇所、被災率、被災延長の査定を行い復旧費の算出を行うものとする。

(b) 被災事実の確認については、被災状況を観察し、原施設の被災前の状況、工法、材質、地盤等を検討のうえ被災が管の結合部の外れによるものか、結合部の破損によるものか、又は管自体の破損によるものかを判断する。

(c) 管が埋没しているため、被災状況が確認しがたい場合には、事業主体の応急工事施行時の写真の提示あるいは必要に応じて試掘を求め、その結果により被災事実の推定を行うものとする。

(d) 上記によっても、なお被災事実の確認ができない場合には、必要に応じ事業主体に漏水実験を実施せしめ、その結果により被災事実を確認する。

漏水実験の結果、漏水量が被災前の記録以内であれば災害復旧事業としては採択しない。又事業主体に被災前の漏水記録が把握されていないときは導水管、送水管については一〇パーセント未満、配水管については管延長一軒当り一立方メートル/時間未満及び配水管については管延長一軒当り一立方メートル/時間未満の漏水の場合は災害復旧事業としては採択しない。

(e) 管路において、多数の破損箇所が近接した区間に存在している、継手部分に顕著な変動が見られその影響が近接した区間に及んでいる又は管路が蛇行し通水に支障がある等、被災管の布設替え若しくは部分的な補修による復旧では、経済性、復旧性又は構造上の観点から不適當であり一定区間の管路全体について布設替えを行うことが必要と認められる場合には、当該布設替えを必要とする最小区間の管路の布設替えをするための経費を復旧費として算出する。

(f) 災害復旧事業として新管の布設替えを行う場合は、旧管（铸铁管に限る。）の発生材価格を差引いた額をもって復旧費を算出するものとする。

(ロ) 貯水池、浄水池、沈殿池、ろ過池及び配水池等の池状構造物その他の構築物

(a) 被災事実の確認方法については、(イ) 管の場合に準じて行い、被災原因が災害によるものであることが確認されれば必要最小限度の復旧費を算出する。

(b) この場合特に池の傾斜、外壁、内壁底部の亀裂等の被災については、傾斜又は亀裂の発生時期、漏水記録の確認、被災前直近の改修内容等により災害によるものか否か充分検討する。

(c) 上記により被災事実の確認ができない場合には、必要に応じて事業主体に漏水実験を実施せしめ、その結果により被災事実の確認を行う。

漏水実験の結果、漏水率（満水後二四時間経過後の低下水位の満水位に対する率）が被災前の記録以内であれば災害復旧事業として採択しない。又事業主体に被災前の漏水記録が把握されていない時は漏水率が一〇パーセント未満の場合は災害復旧事業として採択しない。

(d) 池状構造物が全壊又は半壊した場合には、新築に要する経費を算出する。

(ハ) 道路

(a) 導水管、送水管、配水管を埋設するための専用道路（土留施設、護岸施設等を含む。）の被災については、専用道路が、水道施設として台帳に登録されているものであることを確認の上、被災状況に応じて復旧費を算出する。

(b) 管の布設替等に伴う道路の掘起し、埋戻し、舗装については、必要最小限度の幅員及び延長区間の復旧費を算出する。

(三) 設備

ポンプ類、滅菌装置、伝送設備等の設備が被災した場合には、被災原因を確認のうえ原則として修理による復旧費を算出する。

(四) 給水装置

配水管から分岐して最初の止水栓までの給水の施設が被災した場合には、被災の程度により復旧費を算出する。

(五) その他

埋没等のため一部の水源施設を放棄し、他に代替水源施設を新設する場合には、被災後放棄した水源施設から従来取水していた相当量にかかる工事のみを災害復旧事業として採択し、これに必要な復旧費を算出する。

第七 復旧費の種目

復旧費の種目は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費並びに応急仮工事費とする。

(一) 本工事費

事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に必要な直接工事費（材料費、労務費、直接経費）のほか共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含むものとする。

(二) 附帯工事費

本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する費用のうち、（一）に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費の合計額とする。

(三) 測量及び試験費

工事を施行するために必要な調査、測量及び試験に要する費用であつて、真にやむを得ない場合のみ計上することとし、申請書作成のためものは、計上しないこととする。

(四) 応急仮工事費

復旧工事了るまでに長期間を要する見込の場合で民生安定上緊急に施行しなければならない応急仮工事に要する費用のうち、（一）に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費の合計額とする。

第八 被害区分

(一) 建物

(a) 全壊

垂直支持材が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で使用不能の状態又は焼失、滅失した状態で新築して復旧する必要がある状態にあるもの。

(b) 半壊

主要構造部（柱、梁、桁、小屋組、基礎、土台等をいう。）が被災し、補強不可能なもので解体して復旧しなければならない状態にあるもの。

(二) 池状構造物

(a) 全壊

主要構造物（側壁、底版、基礎等をいう。）が被災し、滅失又は破壊された状態で新築して復旧する必要があるもの。

(b) 半壊

主要構造部分又は内部構造（ろ床、汚泥排除施設、逆洗施設、整流壁、導流壁、支持壁等）が被災し、補修による復旧では、構造上、水密性若しくは耐震性が確保されないと見込まれる状態にあるもの、補強のみの復旧では著しく不適當であるもの又は補強不可能なものであって、解体して復旧しなければならない状態にあるもの。

第九 応急仮工事費の取扱

(一) 応急仮工事費の採択範囲は次のとおりとする。

(a) 水源の取水施設の応急仮復旧、あるいは代替取水施設に必要な工事。

(b) 貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設に必要な工事（ただし、ポンプ、モーターについては損料計算を原則とする。）

ただし、応急仮工事費を除く（復旧費が水源水質の悪化により応急的に浄水に必要な施設等を設置する応急仮工事費のみであって、かつ、その額が上水道事業で三、八〇〇千円以上、簡易水道事業で二、〇〇〇千円以上である場合はこの限りではない。）復旧費の額が第十三（適用除外）の（一）に該当する場合は採択しないものとする。

(三) 応急仮工事費の精算額又は精算見込額が第十（単価、歩掛り）により算定した応急仮工事費の額を下回るときは、精算額又は精算見込額をもって調査額とする。

(四) 応急仮工事に使用した資材で、復旧工事に再使用可能なもの及び残存価値を有するものは発生材として復旧費の額から差引くものとする。

第十 単価、歩掛り

単価、歩掛りは、毎年度指示する「主要資材の単価及び職種別賃金日額並びに工事標準歩掛り表」による。

第十一 調査前施行工事の取扱

現地調査前においてすでに施行済又は施行中の復旧工事については、被害写真等により被災事実を確認できるものに限り復旧費算出の対象とする。この場合において当該工事の精算額又は精算見込額が第十（単価、歩掛り）により算定した復旧費の額を下回るときは、精算額又は精算見込額をもって調査額とする。

第十二 一箇所の定義

水道事業又は水道用水供給事業ごとに一箇所として取り扱うものとする。

ただし、第四に掲げる施設については、同一敷地内に所在するもの又は機能的に一体とみなされるものを一箇所として取り扱うことができる。

なお、管（給水装置を含む。）にあつては、遮断弁（仕切弁等）、管路の分岐点等の地点から任意に二地点を選び、管路の復旧工事業上の区切りとなるように結ぶ範囲を一箇所として取り扱うことができる。ただし、当該範囲の設定に際しては、おおむね一〇〇m以上の延長となるように地点を選定することとする。

第十三 適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

(一) 水道事業又は水道用水供給事業ごとに、当該事業に係る各箇所の復旧費の額を合計した額（応急仮工事の額を除く。ただし、復旧費が水源水質の悪化により応急的に浄水に必要な施設等を設置する応急仮工事費のみであつて、かつ、その額が水道事業で三、八〇〇千円以上、簡易水道事業で二、〇〇〇千円以上である場合はこの限りではない。）が次に掲げる限度額以下又は当該事業による現在給水人口に一三〇円（簡易水道について一〇円）を乗じて得た額以下のいずれかに該当する場合

(イ) 水道事業又は水道用水供給事業 県 七、二〇〇千円

市 一、九〇〇千円

町村 一、〇〇〇千円

(ロ) 簡易水道事業 市 一、〇〇〇千円

町村 五〇〇千円

(二) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの。

(三) 著しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。

(四) 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの。

この場合の工事施行中に生じた災害とは、着工の日（請負工事にあつては工事請負契約書記載の着工の日、直営工事にあつては、着工届等に記載の着工の日）から竣工検査完了の日までの間に生じた災害をいう。

第十四 報告

調査終了後一週間以内に本省あて別紙様式1及び様式3により報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は、別紙様式2により報告書を提出すること。

(一) 主務省と財務局との意見が一致しない場合。

(二) 一箇所の調査額が三〇億円以上の場合。

第十五 飲料水供給施設

飲料水供給施設（給水対象人口五〇人以上一〇〇人以下の施設をいう。）の災害復旧費の調査については、当分の間簡易水道事業に準じて取扱うものとする。

第十六 その他

調査に当り本要領に規定のない事項については、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて処理する。

様式1 厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査報告書

様式2 厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査報告書

様式3 厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査結果整理表

厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査報告書

厚生労働省健康局水道課
調査官
財務省〇〇局〇〇部〇〇課

都道府県名 〇〇県

平成〇〇年〇〇月〇〇日

事業主体名	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	上水道又は簡 易水道等区分	申 請		調査結果		B/A (%)	概 要	
				区分	金額 (A)	区分	金額 (B)		申 請	調査結果
合計	—	—	—	—		—		—	—	—
合計 (千円単位)	—	—	—	—	千円	—	千円		—	—

- (注) 1 区分欄については、調査要領第4の施設区分ごと、かつ、建物新築、建物補修、土地、工作物及び設備ごとに記入すること。(例：取水施設、取水ポンプ〇〇〇円)
- 2 概要欄については、主要工事に係る工事概要を申請、調査結果に区分の上、数量、単価をまじえて記入すること。
- 3 上段()書は、別紙様式2作成分を外数で記入すること。
- 4 合計(千円単位)については、千円未満切捨てとし、単位は千円とすること。

厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査報告書

都道府県名 ○○県

平成○○年○○月○○日

事業主体名	施設名	施設の所在地	計画給水人口	現在給水人口	上水道又は簡易水道等区分	調査官 所属官職氏名
						厚生労働省 健康局水道課
						財務省 ○○局○○部○○課
被災原因 及び 被災状況				問題点		
工事概要			金額(千円)		主務省 意見	
申請						
調査結果						
※					※	

- (注) 1 積算の基礎となる資料を添付すること。
 2 調査結果欄には資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要はない。
 3 問題点に対して主務省及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。
 4 ※欄は空欄にすること。
 5 金額については、千円未満切捨てとし、単位は千円とすること。

厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査結果整理表

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県	市町村	事業名	調査官	厚生労働省健康局水道課		財務省〇〇局〇〇部〇〇課		
事業概要	計 画	実 績	被 災 原 因			被 害 状 況		
	給 水 人 口	人	人					
	一人一日最大給水量	ℓ/日	ℓ/日					
	一日最大給水量	m3/日	m3/日					
災害復旧事業	申 請 額	調 査 額	平成〇〇年度		平成〇〇年度		平成〇〇年度	
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
総事業費 (千円単位)	千円	千円	%	千円	%	千円	%	千円
総 事 業 費	円	円	%	円	%	円	%	円
貯 水 施 設	円	円	%	円	%	円	%	円
取 水 施 設	円	円	%	円	%	円	%	円
導 水 施 設	円	円	%	円	%	円	%	円
浄 水 施 設	円	円	%	円	%	円	%	円
送 水 施 設	円	円	%	円	%	円	%	円
配 水 施 設	円	円	%	円	%	円	%	円
応 急 復 旧	円	円	%	円	%	円	%	円
摘 要								

- (注) 1 事業量および事業費については、調査額に基づく。
 2 申請額・調査額欄の総事業費（千円単位）については、千円未満切捨てとし、単位は千円とすること。
 3 年度ごとの総事業費（千円単位）については、合計が調査額欄の値と一致するようにすること。

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領	厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領	備考
<p>第一 趣旨 東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費算定の基礎となる調査については、この要領の定めるところによる。</p> <p>第二 調査の方法 (一) 主務省の調査に対して、<u>財務局</u>が立会するものとする。</p> <p>(二) 調査は、原則として実地にて行うものとするが、<u>一箇所の申請額が1億円未満の箇所</u>又はやむを得ない理由により、<u>実地調査が困難である箇所</u>については、<u>現地水道事業者の事務所等</u>において、机上にて調査を行うことができる。この場合には、<u>写真、設計書等</u>により被災の事実、被災の程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。</p> <p>第三 災害原因の調査 (一) 災害復旧とは、<u>暴風、豪雨、洪水、高潮、地震その他の異常なる天然現象により被災した施設等を原形に復旧（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設等の従前の効用を復旧するための事業を行うことを含む。以下同じ。）</u>することをいう。</p> <p>(二) 前項の「<u>異常なる天然現象</u>」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、<u>昭和40年8月5日付蔵計第1967号「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱及び公共土木施設災害復旧事業査定方針について」</u>のうち、<u>公共土木施設災害復旧事業査定方針第二（災害原因の調査）及び第三（採択の範囲等）の第一項に準じて</u>取扱う。</p> <p>第四 災害復旧事業の対象となる施設 (一) 災害復旧事業の対象となる施設は、<u>水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第6条又は第26条に基づき厚生労働大臣の事業認可を受けた水道事業又は水道用水供給事業経営者のうち、地方公共団体（地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合を含む。以下同じ。）が管理する水道事業又は水道用水供給事業のための施設であって、かつ、次の施設にかかる建物、建物以外の工作物、土地及び設備とする。</u> 取水施設（井戸、集水埋きよ、取水ポンプその他取水に必要な施設） 貯水施設（貯水池、その他貯水に必要な施設） 導水施設（導水管、専用道路、その他導水に必要な施設） 浄水施設（浄水池、沈殿池、ろ過池、減菌室、ポンプ室、その他浄水に必要な施設） 送水施設（送水管、送水ポンプ、専用道路、その他送水に必要な施設）</p>	<p>第一 趣旨 <u>厚生労働省所管の水道施設災害復旧費算定の基礎となる調査</u>については、この要領の定めるところによる。</p> <p>第二 調査の方法 (一) 主務省の調査に対して、<u>財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）</u>が立会するものとする。</p> <p>(二) 調査は、原則として実地にて行うものとするが、<u>申請額が200万円未満の箇所</u>又はやむを得ない理由により、<u>実地調査が困難である箇所</u>については、<u>現地水道事業者の事務所等</u>において、机上にて調査を行うことができる。この場合には、<u>写真、設計書等</u>により被災の事実、被災の程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。</p> <p>第三 災害原因の調査 (一) 災害復旧とは、<u>暴風、豪雨、洪水、高潮、地震その他の異常なる天然現象により被災した施設等を原形に復旧（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設等の従前の効用を復旧するための事業を行うことを含む。以下同じ。）</u>することをいう。</p> <p>(二) 前項の「<u>異常なる天然現象</u>」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、<u>昭和40年8月5日付蔵計第1967号「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱及び公共土木施設災害復旧事業査定方針について」</u>のうち、<u>公共土木施設災害復旧事業査定方針第二（災害原因の調査）及び第三（採択の範囲等）の第一項に準じて</u>取扱う。</p> <p>第四 災害復旧事業の対象となる施設 (一) 災害復旧事業の対象となる施設は、<u>水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第6条又は第26条に基づき厚生労働大臣の事業認可を受けた水道事業又は水道用水供給事業経営者のうち、地方公共団体（地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合を含む。以下同じ。）が管理する水道事業又は水道用水供給事業のための施設であって、かつ、次の施設にかかる建物、建物以外の工作物、土地及び設備とする。</u> 取水施設（井戸、集水埋きよ、取水ポンプその他取水に必要な施設） 貯水施設（貯水池、その他貯水に必要な施設） 導水施設（導水管、専用道路、その他導水に必要な施設） 浄水施設（浄水池、沈殿池、ろ過池、減菌室、ポンプ室、その他浄水に必要な施設） 送水施設（送水管、送水ポンプ、専用道路、その他送水に必要な施設）</p>	

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領	厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領	備考
<p>配水施設（配水池、配水管、配水ポンプ、専用道路その他配水に必要な施設） <u>共同給水の施設（応急的に設置する施設）</u> <u>給水装置（需要者に水を供給するため、地方公共団体が設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具のうち、配水管から分岐して最初の止水栓までの部分）</u> <u>（二）事務所、倉庫、門、さく、へい、植樹その他維持管理のための施設は災害復旧事業の対象としない。</u></p> <p>第五 災害復旧の方法 （一）復旧費は被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、 （イ）原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し （ロ）原形に復旧することが著しく困難であるか、又は不適當である場合においては当該施設に代わるべき必要な施設をするものとして算出する。 （二）「原形に復旧する」とは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧することをいう。ただし、豪雨による土砂崩れや地形地盤の変動並びに地震、火山活動によって生じた復旧であって、伸縮性、可とう性又は離脱防止機能を有する管の布設、池状構造物に付随する弁類が被災した場合に被害の拡散を防止するために必要に応じて行う緊急遮断弁の設置、構造物の耐震性を確保することによる復旧等についても、原形に復旧するものとみなす。 （三）「原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をする」とは次の各号に掲げる工事を施行することをいう。 （イ）原形の判定が可能な場合 原施設が被災し地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において、法長、若しくは延長を増加し、根継をし、陥没した沈下量をかさ上げし、基礎工法を変更する等、形状若しくは、寸法を変更して施行する工事、又はこれに伴い材質を改良して施行する工事、若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事、その他これらに類する工事。 （ロ）原形の判定が不可能な場合 原施設が流失又は埋没したため、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘察し被災後の状況に即応した工法により施行する工事。</p>	<p>配水施設（配水池、配水管、配水ポンプ、専用道路その他配水に必要な施設）</p> <p>（二）<u>需要者に水を供給するため、地方公共団体が設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具（消火栓、給水栓を含む。以下「給水装置」という。）並びに事務所、倉庫、門、さく、へい、植樹その他維持管理のための施設は災害復旧事業の対象としない。</u></p> <p>第五 災害復旧の方法 （一）復旧費は被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、 （イ）原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し （ロ）原形に復旧することが著しく困難であるか、又は不適當である場合においては当該施設に代わるべき必要な施設をするものとして算出する。 （二）「原形に復旧する」とは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧することをいう。ただし、豪雨による土砂崩れや地形地盤の変動並びに地震、火山活動によって生じた復旧であって、伸縮性、可とう性又は離脱防止機能を有する管の布設、池状構造物に付随する弁類が被災した場合に被害の拡散を防止するために必要に応じて行う緊急遮断弁の設置、構造物の耐震性を確保することによる復旧等についても、原形に復旧するものとみなす。 （三）「原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をする」とは次の各号に掲げる工事を施行することをいう。 （イ）原形の判定が可能な場合 原施設が被災し地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において、法長、若しくは延長を増加し、根継をし、陥没した沈下量をかさ上げし、基礎工法を変更する等、形状若しくは、寸法を変更して施行する工事、又はこれに伴い材質を改良して施行する工事、若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事、その他これらに類する工事。 （ロ）原形の判定が不可能な場合 原施設が流失又は埋没したため、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘察し被災後の状況に即応した工法により施行する工事。</p>	

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領	厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領	備 考
<p>(四)「原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代わるべき必要な施設をする」とは、次の工事を施行することをいう。 原施設が被災し、地形地盤の変動のため又はその被災施設の除却が困難なため、その被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため位置若しくは平面計画等を変更して施行する工事、又はこれに伴い、形状若しくは寸法を変更し、若しくは材質を改良して施行する工事、若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事、その他これらに類する工事。</p> <p>(五)「原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設に代わるべき必要な施設をする」とは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。</p> <p>(イ)地形地盤の変動により被災施設を旧位置に復旧することが著しく不適当な場合において位置若しくは平面計画等を変更し、又はこれに伴い、形状、寸法若しくは材質を変更して施行する必要最小限度の工事。</p> <p>(ロ)被災施設が地すべり、崩壊等により著しく埋そく又は埋没したため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため土砂止等を設けて施行する工事。</p> <p>(ハ)建築基準法その他建築物の保安上の諸法令の規定により被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事。</p> <p>(二) その他前各号に掲げるものに類する工事。</p> <p>第六 復旧費算出の基準 復旧工事費算出は、水道事業又は水道用水供給事業の一箇所ごとに次の方法により算出する。</p> <p>(一) 建物</p> <p>(イ) 新築復旧 建物が全壊又は半壊した場合には、新築に要する経費を算出する。</p> <p>(ロ) 補修復旧 建物の被災状態が新築復旧の必要のない被害の場合においては、当該補修に要する経費を算出する。</p> <p>(ハ) (イ) 及び (ロ) の場合において再使用可能な残材があるときは、これを使用するものとして算出する。</p> <p>(二) 建物以外の工作物</p> <p>(イ) 管</p> <p>(a) 導水管、送水管、配水管等の被災については、被災事実を確認のうえ、被災箇所、被災率、被災延長の査定を行い復旧費の算出を行うものとする。</p>	<p>(四)「原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代わるべき必要な施設をする」とは、次の工事を施行することをいう。 原施設が被災し、地形地盤の変動のため又はその被災施設の除却が困難なため、その被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため位置若しくは平面計画等を変更して施行する工事、又はこれに伴い、形状若しくは寸法を変更し、若しくは材質を改良して施行する工事、若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事、その他これらに類する工事。</p> <p>(五)「原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設に代わるべき必要な施設をする」とは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。</p> <p>(イ)地形地盤の変動により被災施設を旧位置に復旧することが著しく不適当な場合において位置若しくは平面計画等を変更し、又はこれに伴い、形状、寸法若しくは材質を変更して施行する必要最小限度の工事。</p> <p>(ロ)被災施設が地すべり、崩壊等により著しく埋そく又は埋没したため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため土砂止等を設けて施行する工事。</p> <p>(ハ)建築基準法その他建築物の保安上の諸法令の規定により被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事。</p> <p>(二) その他前各号に掲げるものに類する工事。</p> <p>第六 復旧費算出の基準 復旧工事費算出は、水道事業又は水道用水供給事業ごとに次の方法により算出する。</p> <p>(一) 建物</p> <p>(イ) 新築復旧 建物が全壊又は半壊した場合には、新築に要する経費を算出する。</p> <p>(ロ) 補修復旧 建物の被災状態が新築復旧の必要のない被害の場合においては、当該補修に要する経費を算出する。</p> <p>(ハ) (イ) 及び (ロ) の場合において再使用可能な残材があるときは、これを使用するものとして算出する。</p> <p>(二) 建物以外の工作物</p> <p>(イ) 管</p> <p>(a) 導水管、送水管、配水管等の被災については、被災事実を確認のうえ、被災箇所、被災率、被災延長の査定を行い復旧費の算出を行うものとする。</p>	

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領	厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領	備 考
<p>(b) 被災事実の確認については、被災状況を観察し、原施設の被災前の状況、工法、材質、地盤等を検討のうえ被災が管の結合部の外れによるものか、結合部の破損によるものか、又は管自体の破損によるものか等を判断する。</p> <p>(c) 管が埋没しているため、被災状況が確認しがたい場合には、事業主体の応急工事施行時の写真の提示あるいは必要に応じて試掘を求め、その結果により被災事実の推定を行うものとする。</p> <p>(d) 上記によっても、なお被災事実の確認ができない場合には、必要に応じ事業主体に漏水実験を実施せしめ、その結果により被災事実を確認する。</p> <p>漏水実験の結果、漏水量が被災前の記録以内であれば災害復旧事業としては採択しない。又事業主体に被災前の漏水記録が把握されていないときは導水管、送水管については10パーセント未満、配水本管については管延長1軒当たり1立方メートル/時間未満及び配水支管については管延長1軒当たり1立方メートル/時間未満の漏水の場合は災害復旧事業としては採択しない。</p> <p>(e) 管路において、多数の破損個所が近接した区間に存在している、継手部分に顕著な変動が見られその影響が近接した区間に及んでいる又は管路が蛇行し通水に支障がある等、被災管の布設替え若しくは部分的な補修による復旧では、経済性、復旧性又は構造上の観点から不相当であり一定区間の管路全体について布設替えを行うことが必要と認められる場合には、当該布設替えを必要とする最小区間の管路の布設替えをするための経費を復旧費として算出する。</p> <p>(f) 災害復旧事業として新管の布設替えを行う場合は、旧管（鑄鉄管に限る。）の発生材価格を差引いた額をもって復旧費を算出するものとする。</p> <p>(ロ) 貯水池、浄水池、沈殿池、ろ過池及び配水池等の池状構造物その他の構築物</p> <p>(a) 被災事実の確認方法については、(イ) 管の場合に準じて行い、被災原因が災害によるものであることが確認されれば必要最小限度の復旧費を算出する。</p> <p>(b) この場合特に池の傾斜、外壁、内壁底部の亀裂等の被災については、傾斜又は亀裂の発生時期、漏水記録の確認、被災前直近の改修内容等により災害によるものか否か充分検討する。</p> <p>(c) 上記により被災事実の確認ができない場合には、必要に応じて事業主体に漏水実験を実施せしめ、その結果により被災事実の確認を行う。</p>	<p>(b) 被災事実の確認については、被災状況を観察し、原施設の被災前の状況、工法、材質、地盤等を検討のうえ被災が管の結合部の外れによるものか、結合部の破損によるものか、又は管自体の破損によるものか等を判断する。</p> <p>(c) 管が埋没しているため、被災状況が確認しがたい場合には、事業主体の応急工事施行時の写真の提示あるいは必要に応じて試掘を求め、その結果により被災事実の推定を行うものとする。</p> <p>(d) 上記によっても、なお被災事実の確認ができない場合には、必要に応じ事業主体に漏水実験を実施せしめ、その結果により被災事実を確認する。</p> <p>漏水実験の結果、漏水量が被災前の記録以内であれば災害復旧事業としては採択しない。又事業主体に被災前の漏水記録が把握されていないときは導水管、送水管については10パーセント未満、配水本管については管延長1軒当たり1立方メートル/時間未満及び配水支管については管延長1軒当たり1立方メートル/時間未満の漏水の場合は災害復旧事業としては採択しない。</p> <p>(e) 管路において、多数の破損個所が近接した区間に存在している、継手部分に顕著な変動が見られその影響が近接した区間に及んでいる又は管路が蛇行し通水に支障がある等、被災管の布設替え若しくは部分的な補修による復旧では、経済性、復旧性又は構造上の観点から不相当であり一定区間の管路全体について布設替えを行うことが必要と認められる場合には、当該布設替えを必要とする最小区間の管路の布設替えをするための経費を復旧費として算出する。</p> <p>(f) 災害復旧事業として新管の布設替えを行う場合は、旧管（鑄鉄管に限る。）の発生材価格を差引いた額をもって復旧費を算出するものとする。</p> <p>(ロ) 貯水池、浄水池、沈殿池、ろ過池及び配水池等の池状構造物その他の構築物</p> <p>(a) 被災事実の確認方法については、(イ) 管の場合に準じて行い、被災原因が災害によるものであることが確認されれば必要最小限度の復旧費を算出する。</p> <p>(b) この場合特に池の傾斜、外壁、内壁底部の亀裂等の被災については、傾斜又は亀裂の発生時期、漏水記録の確認、被災前直近の改修内容等により災害によるものか否か充分検討する。</p> <p>(c) 上記により被災事実の確認ができない場合には、必要に応じて事業主体に漏水実験を実施せしめ、その結果により被災事実の確認を行う。</p>	

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領	厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領	備 考
<p>漏水実験の結果、漏水率（満水後24時間経過後の低下水位の満水位に対する率）が被災前の記録以内であれば災害復旧事業として採択しない。又事業主体に被災前の漏水記録が把握されていない時は漏水率が10パーセント未満の場合は災害復旧事業として採択しない。</p> <p>(d) 池状構造物が全壊又は半壊した場合には、新築に要する経費を算出する。</p> <p>(ハ) 道路</p> <p>(a) 導水管、送水管、配水管を埋設するための専用道路（土留施設、護岸施設等を含む。）の被災については、専用道路が、水道施設として台帳に登録されているものであることを確認の上、被災状況に応じて復旧費を算出する。</p> <p>(b) 管の布設替等に伴う道路の掘起し、埋戻し、舗装については、必要最小限度の幅員及び延長区間の復旧費を算出する。</p> <p>(三) 設備 ポンプ類、滅菌装置、伝送設備等の設備が被災した場合には、被災原因を確認のうえ原則として修理による復旧費を算出する。</p> <p>(四) 給水装置 <u>配水管から分岐して最初の止水栓までの給水の施設が被災した場合には、被災の程度により復旧費を算出する。</u></p> <p>(五) その他 埋没等のため一部の水源施設を放棄し、他に代替水源施設を新設する場合においては、被災後放棄した水源施設から従来取水していた相当量にかかる工事のみを災害復旧事業として採択し、これに必要な復旧費を算出する。</p> <p>第七 復旧費の種目 復旧費の種目は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費並びに応急仮工事費とする。</p> <p>(一) 本工事費 事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の<u>施行に必要な直接工事費（材料費、労務費、直接経費）のほか共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含むものとする。</u></p> <p>(二) 附帯工事費 本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する費用のうち、<u>(一)に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費の合計額とする。</u></p> <p>(三) 測量及び試験費 工事を施行するために必要な調査、測量及び試験に要する費用であって、真にやむを得ない場合のみ計上することとし、申請書作成のためのものは、計上しないこととする。</p>	<p>漏水実験の結果、漏水率（満水後24時間経過後の低下水位の満水位に対する率）が被災前の記録以内であれば災害復旧事業として採択しない。又事業主体に被災前の漏水記録が把握されていない時は漏水率が10パーセント未満の場合は災害復旧事業として採択しない。</p> <p>(d) 池状構造物が全壊又は半壊した場合には、新築に要する経費を算出する。</p> <p>(ハ) 道路</p> <p>(a) 導水管、送水管、配水管を埋設するための専用道路（土留施設、護岸施設等を含む。）の被災については、専用道路が、水道施設として台帳に登録されているものであることを確認の上、被災状況に応じて復旧費を算出する。</p> <p>(b) 管の布設替等に伴う道路の掘起し、埋戻し、舗装については、必要最小限度の幅員及び延長区間の復旧費を算出する。</p> <p>(三) 設備 ポンプ類、滅菌装置、伝送設備等の設備が被災した場合には、被災原因を確認のうえ原則として修理による復旧費を算出する。</p> <p>(四) その他 埋没等のため一部の水源施設を放棄し、他に代替水源施設を新設する場合においては、被災後放棄した水源施設から従来取水していた相当量にかかる工事のみを災害復旧事業として採択し、これに必要な復旧費を算出する。</p> <p>第七 復旧費の種目 復旧費の種目は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費並びに応急仮工事費とする。</p> <p>(一) 本工事費 事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の<u>施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）、用地費、補償費、土地借料、機械器具損料のほか工事雑費及び諸経費を含むものとする。</u></p> <p>(二) 附帯工事費 本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（<u>工事雑費及び諸経費を含む。</u>）とする。</p> <p>(三) 測量及び試験費 工事を施行するために必要な調査、測量及び試験に要する費用であって、真にやむを得ない場合のみ計上することとし、申請書作成のためのものは、計上しないこととする。</p>	

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領	厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領	備 考
<p>(四) 応急仮工事費 復旧工事完了までに長期間を要する見込の場合で民生安定上緊急に施行しなければならない応急仮工事に要する費用のうち、(一)に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費の合計額とする。</p> <p>第八 被害区分 (一) 建物 (a) 全壊 垂直支持材が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で使用不能の状態又は焼失、滅失した状態で新築して復旧する必要がある状態にあるもの。 (b) 半壊 主要構造部(柱、梁、桁、小屋組、基礎、土台等をいう。)が被災し、補強不可能なもので解体して復旧しなければならない状態にあるもの。 (二) 池状構造物 (a) 全壊 主要構造物(側壁、底版、基礎等をいう。)が被災し、滅失又は破壊された状態で新築して復旧する必要があるもの。 (b) 半壊 主要構造部分又は内部構造(ろ床、汚泥排除施設、逆洗施設、整流壁、導流壁、支持壁等)が被災し、補修による復旧では、構造上、水密性若しくは耐震性が確保されないと見込まれる状態にあるもの、補強のみの復旧では著しく不適當であるもの又は補強不可能なものであって、解体して復旧しなければならない状態にあるもの。</p> <p>第九 応急仮工事費の取扱い (一) 応急仮工事費の採択範囲は次のとおりとする。 (a) 水源の取水施設の応急仮復旧、あるいは代替取水施設に必要な工事。 (b) 貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設に必要な工事(ただし、ポンプ、モーターについては損料計算を原則とする。) (二) 応急仮工事費の採択工法は、復旧工事完了までに必要な最小限度の工法とする。 ただし、<u>応急仮工事を除く(復旧費が水源水質の悪化により応急的に浄水に必要な施設等を設置する応急仮工事費のみであって、かつ、その額が上水道事業で3,800千円以上、簡易水道事業で2,000千円以上である場合はこの限りではない。)</u>復旧費の額が第十三(適用除外)の(一)に該当する場合は採択しないものとする。</p>	<p>(四) 応急仮工事費 復旧工事完了までに長期間を要する見込の場合で民生安定上緊急に施行しなければならない応急仮工事に要する経費(工事雑費及び諸経費を含む。)とする。</p> <p>第八 被害区分 (一) 建物 (a) 全壊 垂直支持材が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で使用不能の状態又は焼失、滅失した状態で新築して復旧する必要がある状態にあるもの。 (b) 半壊 主要構造部(柱、梁、桁、小屋組、基礎、土台等をいう。)が被災し、補強不可能なもので解体して復旧しなければならない状態にあるもの。 (二) 池状構造物 (a) 全壊 主要構造物(側壁、底版、基礎等をいう。)が被災し、滅失又は破壊された状態で新築して復旧する必要があるもの。 (b) 半壊 主要構造部分又は内部構造(ろ床、汚泥排除施設、逆洗施設、整流壁、導流壁、支持壁等)が被災し、補修による復旧では、構造上、水密性若しくは耐震性が確保されないと見込まれる状態にあるもの、補強のみの復旧では著しく不適當であるもの又は補強不可能なものであって、解体して復旧しなければならない状態にあるもの。</p> <p>第九 応急仮工事費の取扱い (一) 応急仮工事費の採択範囲は次のとおりとする。 (a) 水源の取水施設の応急仮復旧、あるいは代替取水施設に必要な工事。 (b) 貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設に必要な工事(ただし、ポンプ、モーターについては損料計算を原則とする。) (二) 応急仮工事費の採択工法は、復旧工事完了までに必要な最小限度の工法とする。 ただし、<u>応急仮工事を除く復旧費の額が第十三(適用除外)の(一)に該当する場合は採択しないものとする。</u></p>	

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領	厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領	備 考
<p>(三) 応急仮工事費の精算額又は精算見込額が第十(単価、歩掛り)により算定した応急仮工事費の額を下回るときは、精算額又は精算見込額をもって調査額とする。</p> <p>(四) 応急仮工事に使用した資材で、復旧工事に再使用可能なもの及び残存価値を有するものは発生材として復旧費の額から差引くものとする。</p> <p>第十 単価、歩掛り 単価、歩掛りは、毎年度指示する「主要資材の単価及び職種別賃金日額並びに工事標準歩掛り表」による。</p> <p>第十一 調査前施工工事の取扱い 現地調査前においてすでに施行済又は施行中の復旧工事については、被害写真等により被災事実を確認できるものに限り復旧費算出の対象とする。 この場合において当該工事の精算額又は精算見込額が第十(単価、歩掛り)により算定した復旧費の額を下回るときは、精算額又は精算見込額をもって調査額とする。</p> <p>第十二 一箇所の定義 水道事業又は水道用水供給事業ごとに一箇所として取り扱うものとする。 ただし、第四に掲げる施設については、同一敷地内に所在するもの又は機能的に一体とみなされるものを一箇所として取り扱うことができる。 なお、管(給水装置を含む。)にあつては、遮断弁(仕切弁等)、管路の分岐点等の地点から任意に2地点を選び、管路の復旧工事上の区切りとなるように結ぶ範囲を一箇所として取り扱うことができる。ただし、当該範囲の設定に際しては、おおむね100m以上の延長となるように地点を選定することとする。</p>	<p>(三) 応急仮工事費の精算額又は精算見込額が第十一(単価、歩掛り)により算定した応急仮工事費の額を下回るときは、精算額又は精算見込額をもって調査額とする。</p> <p>(四) 応急仮工事に使用した資材で、復旧工事に再使用可能なもの及び残存価値を有するものは発生材として復旧費の額から差引くものとする。</p> <p>第十 工事雑費及び諸経費 <u>工事雑費及び諸経費の額は、水道事業又は水道用水供給事業ごとに本工事費及び附帯工事費の合計額に対してそれぞれ次の率を乗じて得た額とする。</u> <u>工事雑費 工事費(建物の新築費及び設備費を除く)の2.5%</u> <u>諸経費 工事費(")の15%</u></p> <p>第十一 単価、歩掛り 単価、歩掛りは、毎年度指示する「主要資材の単価及び職種別賃金日額並びに工事標準歩掛り表」による。</p> <p>第十二 調査前施工工事の取扱い 現地調査前においてすでに施行済又は施行中の復旧工事については、被害写真等により被災事実を確認できるものに限り復旧費算出の対象とする。 この場合において当該工事の精算額又は精算見込額が第十一(単価、歩掛り)により算定した復旧費の額を下回るときは、精算額又は精算見込額をもって調査額とする。</p>	

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領	厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領	備 考																														
<p>第十三 適用除外</p> <p>次の各号に掲げるものは適用除外とする。</p> <p>(一) 水道事業又は水道用水供給事業ごとに、当該事業に係る各箇所の復旧費の額を合計した額（応急仮工事の額を除く。<u>ただし、復旧費が水源水質の悪化により応急的に浄水に必要な施設等を設置する応急仮工事費のみであって、かつ、その額が上水道事業で3,800千円以上、簡易水道事業で2,000千円以上である場合はこの限りではない。</u>）が次に掲げる限度額以下又は当該事業による現在給水人口に130円（簡易水道について110円）を乗じて得た額以下のいずれかに該当する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(イ) 上水道事業又は水道用水供給事業</td> <td>県</td> <td>7,200千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市</td> <td>1,900千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町村</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 簡易水道事業</td> <td>市</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町村</td> <td>500千円</td> </tr> </table> <p>(二) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの。</p> <p>(三) 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。</p> <p>(四) 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの。 この場合の工事施行中に生じた災害とは、着工の日（請負工事にあつては工事請負契約書記載の着工の日、直営工事にあつては、着工届等に記載の着工の日）から竣工検査完了の日までの間に生じた災害をいう。</p> <p>第十四 報告</p> <p>調査終了後一週間以内に本省あて別紙様式1及び様式3により報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は、別紙様式2により報告書を提出すること。</p> <p>(一) 主務省と財務局との意見が一致しない場合。</p> <p>(二) <u>一箇所の調査額が30億円以上の場合。</u></p> <p>第十五 飲料水供給施設</p> <p>飲料水供給施設（給水対象人口50人以上100人以下の施設をいう。）の災害復旧費の調査については、当分の間簡易水道事業に準じて取扱うものとする。</p> <p>第十六 その他</p> <p>調査に当り本要領に規定のない事項については、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて処理する。</p>	(イ) 上水道事業又は水道用水供給事業	県	7,200千円		市	1,900千円		町村	1,000千円	(ロ) 簡易水道事業	市	1,000千円		町村	500千円	<p>第十三 適用除外</p> <p>次の各号に掲げるものは適用除外とする。</p> <p>(一) 水道事業又は水道用水供給事業ごとの復旧費の額（応急仮工事の額を除く。）が次に掲げる限度額以下又は当該事業による現在給水人口に130円（簡易水道について110円）を乗じて得た額以下のいずれかに該当する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(イ) 上水道事業又は水道用水供給事業</td> <td>県</td> <td>7,200千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市</td> <td>1,900千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町村</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 簡易水道事業</td> <td>市</td> <td>1,000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町村</td> <td>500千円</td> </tr> </table> <p>(二) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの。</p> <p>(三) 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。</p> <p>(四) 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの。 この場合の工事施行中に生じた災害とは、着工の日（請負工事にあつては工事請負契約書記載の着工の日、直営工事にあつては、着工届等に記載の着工の日）から竣工検査完了の日までの間に生じた災害をいう。</p> <p>第十四 報告</p> <p>調査終了後一週間以内に本省あて別紙様式1により報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は、別紙様式2により報告書を提出すること。</p> <p>(一) 主務省と財務局との意見が一致しない場合。</p> <p>(二) 調査額が<u>1億円以上の場合。</u></p> <p>第十五 飲料水供給施設</p> <p>飲料水供給施設（給水対象人口50人以上100人以下の施設をいう。）の災害復旧費の調査については、当分の間簡易水道事業に準じて取扱うものとする。</p> <p>第十六 その他</p> <p>調査に当り本要領に規定のない事項については、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて処理する。</p>	(イ) 上水道事業又は水道用水供給事業	県	7,200千円		市	1,900千円		町村	1,000千円	(ロ) 簡易水道事業	市	1,000千円		町村	500千円	
(イ) 上水道事業又は水道用水供給事業	県	7,200千円																														
	市	1,900千円																														
	町村	1,000千円																														
(ロ) 簡易水道事業	市	1,000千円																														
	町村	500千円																														
(イ) 上水道事業又は水道用水供給事業	県	7,200千円																														
	市	1,900千円																														
	町村	1,000千円																														
(ロ) 簡易水道事業	市	1,000千円																														
	町村	500千円																														

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領	厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領	備 考
様式1 厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査報告書 様式2 厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査報告書 様式3 <u>厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査結果整理表</u>	様式1 厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査報告書 様式2 厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査報告書	